

平成24年度 タクシー利用助成事業

70歳以上の方を対象にタクシー利用助成事業を行っていますが、昨年度に引き続き今年度も実施しますのでご利用ください。

タクシー利用助成事業の内容

- ① 受付開始日 4月2日(月)からご購入いただけます。
- ② 利用可能対象者 70歳以上で御代田町に住民登録のある方
- ③ 利用可能枚数 1人につき30枚(平成24年4月2日～平成25年3月31日)
- ④ 購入方法
 - 企画財政課窓口で申請書を記入【※印鑑をお持ちください】
 - 助成券1枚あたり600円をお支払いいただきます。(6枚単位3,600円からの購入になります)
 - ※代理申請の場合は、委任状が必要です。
- ⑤ 利用方法
 - タクシー券を切り離さずに運転手に提示してください。
 - 1回1,500円まで利用できます。(おつりはもらえません)
 - 1,500円を超えた金額については、その都度ご自分でお支払いください。

【次の点にご注意ください】

- 平成23年度のタクシー利用助成券の有効期限は平成24年3月31日(土)までです。
 - ※期限までに利用できなかったタクシー券は翌年度に繰り越しはできませんので、企画財政課にて代金の払戻請求をお願いします。請求の方法は次のとおりです。
 - ・ 払戻受付期間 4月2日(月)～4月27日(金)
 - ・ 必要書類
 - ① 使用しなかったタクシー利用助成券
 - ② 本人の口座番号(返金は口座振込のみとなります)
 - ③ 印鑑
- ※代理申請の場合は、委任状が必要です。

問い合わせ先 企画財政課企画係(内線52・53・54)

「福祉タクシー券利用助成事業」について

対象者 御代田町に住所があり、70歳未満で次のいずれかに該当する方です。

- ・ 身体障害者手帳の障害程度が1～3級に該当する方
- ・ 療育手帳の障害程度がAに該当する方
- ・ 精神保健福祉手帳の障害程度が1級に該当する方

受付開始日

- ・ 4月2日(月)からご購入いただけます。

利用目的

- ・ タクシーの利用は、通院、買い物、公共施設、金融機関の利用など日常生活で必要な場合です。(遊興目的での利用はできません)

購入方法

- ・ 所定の申請書に記入して、保健福祉課福祉係に提出してください。
- ・ 申請内容と助成券購入料金の納入を確認の後、助成券を交付します。

購入できる枚数

- ・ 年間30枚まで購入できます。(1枚600円)
- ただし、70歳に達する月の前月分までとなります。(70歳に達する月からは、上記のタクシー利用助成事業をご利用ください)

申請方法

- ・ 申請書は福祉係の窓口での交付、または、町ホームページからダウンロードし、福祉係に提出してください。
- ※平成23年度の福祉タクシー利用助成券の有効期限は、平成24年3月31日(土)までです。期限までに利用されなかった助成券は、平成24年4月中旬に保健福祉課福祉係で払い戻しの申請を行ってください。

問い合わせ先 保健福祉課福祉係(32)65222



◆平成24年度◆

「住宅リフォーム補助金」申請受付開始!

昨年度実施しました住宅リフォーム補助金につきまして、大変ご好評をいただきました。今年度も住宅リフォーム補助金を実施いたします。ご自宅のリフォームなどを予定している方は、ぜひこの機会に申請をしてください。
なお、事前相談も行っていますので、お気軽にご相談ください。

昨年度からの変更内容

- ①対象工事費の下限を30万円から20万円に引き下げました。
- ②御代田町木造住宅耐震補強補助事業補助金と併用して利用できるようになりました。

申請期間

平成24年4月1日(受付開始)から
平成25年3月8日(工事完成)まで

申請できる方

- ①御代田町に住民登録している方
- ②対象となる住宅の所有者
- ③町税・使用料などの滞納がない方(同一世帯全員)
- ④平成25年3月8日までに工事完了できること
- ⑤住宅リフォーム補助金を利用していないこと

対象となる住宅

- ①自己または家族の居住に供する住宅
- ②建築基準法に適合する住宅
- ③店舗等併用住宅の場合は住宅部分のみ
- ④ほかの補助事業を受けていないこと(御代田町木造住宅耐震補強補助事業補助金は除く)

対象となる工事

対象工事費20万円以上(消費税を除く)

- ①Co2排出量削減を目的とした工事
 - ②高齢者などの生活支障排除を目的とした工事
 - ③住宅の長寿命化を目的とした工事
- ※申請前に着手してしまった工事は補助対象外となります。

※対象工事の詳細および補助対象外の工事については、町ホームページをご覧ください。

工事を行うことができる業者

町内に本社を有する業者または個人事業主
※詳しくは事前にご相談ください。



補助額

対象工事費の20% 最高限度額20万円

申請方法

建設課都市計画係にある「申請書」に必要事項を記入の上、必要書類(見積書・写真など)を添付し提出ください。施工業者による代理申請の場合は、委任状が必要です。

町ホームページからも申請書などが取得できます。

今年度は住宅リフォーム補助金と御代田町木造住宅耐震補強補助事業補助金を併用して利用できるようになりました。これによりリフォームに併せて耐震補強を行うと最大80万円の補助金が交付されることとなります。耐震補強を実施する場合には事前に耐震診断が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

○耐震補強工事までの流れ

- 1.簡易耐震診断の実施(診断費用無料)
- 2.精密診断の実施(診断費用無料)
※1の診断結果により精密診断が必要とされる場合で、耐震補強工事を希望する場合
- 3.耐震補強工事
(対象工事費の50%、最高限度額60万円)



長野県北部の地震(栄村)の被害状況

問い合わせ先 建設課都市計画係(内線38・39)